

入 札 条 件

この工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定しています。この調査基準価格に満たない価格の入札があったときは、落札の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札額によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査した上で、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

低入札価格調査結果に基づく落札者については、後日入札者全員に通知します。

低入札価格調査対象者については、工事等主管課が中心となり、下記内容について書類の提出及び説明を求めますので、これに協力していただきます。調査対象者には、工事等主管課から個別にファクシミリで通知します。工事等主管課の承認なしに提出期限までに書類の提出が行われない場合は、調査に協力しない者と判断し、失格とします。

なお、失格となる基準は、下記2のとおりです。

また、調査基準価格に満たない価格をもって落札者となった者については、契約工事の会計を明瞭にするため、当該工事専用の経理帳簿を整備するとともに、施工過程において実施する低入札価格調査内容に関する追跡調査に協力していただきます。

記

1 提出書類

遠野市市営建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「要領」という。）第9条第4項に規定する書類

2 失格基準

(1) 失格基準価格による判定

入札価格の低い順に入札参加者数の6割（小数点第1位以下切り上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、当該対象者の平均入札価格に10分の9を乗じて得た額（1円未満切り捨て。）を失格基準価格として設定します。この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、市場価格から著しく乖離したものであると認め、詳細な調査を行うことなく、直ちに失格とします。

なお、入札参加者が5者未満の場合は、失格基準価格は適用しないものとします。

(2) 調査による失格基準

以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。なお、失格基準の具体的な内容については、失格判断基準（様式第3号）のとおりとします。

ア 書類の提出が行われない、説明要求に応じない等調査に協力しない場合

イ 直接工事費の各工種（科目）金額について、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合

（ア）土木系工事においては設計額の70パーセントを、建築系工事においては設計額の65パーセントを下回る項目が3項目以上ある場合

（イ）（ア）に該当するもののうち、設計額の50パーセントを下回る項目がある場合

ウ 数量について、発注設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合

エ 材料及び製品について、設計仕様に適合した品質及び規格を満足していない場合

オ 労務費について、法定最低賃金を下回っている場合

カ 工事費内訳書記載単価について、算出根拠が適正でない場合

キ 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていない場合

ク 過去の市営建設工事において調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事又は前年度若しくは当年度に完成した市営建設工事について、工事等成績評定要領により評価が行われた工事で65点未満の工事成績評定を通知された工事がある場合

ケ その他適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合

3 工事費内訳書の作成及び提出について

(1) 失格基準の適用に当たり、入札参加者提出の工事費内訳書を適正に判定するため、工事費内訳書は、設計図書で示した積算体系及び項目（単価表を除く。）により作成してください。

判定する項目について、工事費内訳書の記載内容が不明確である場合は、判定に当たって、不利になる場合があります。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札があつて落札の決定を保留する旨の通知を受けた場合には、すべての入札参加者は、入札書に記載されている入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書を開札日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に持参により提出してください。

4 配置技術者の増員について

専任の主任（監理）技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、契約の相手方が入札日から過去2年以内に以下のいずれかの要件に該当する場合（市営建設工事に限る。）には、主任（監理）技術者とは別に、入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下、「増員配置技術者」という。）を、専任で1名現場に配置することとします。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、工事施工中において主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び指導監督の職務を行うものとします。

(1) 工事等成績評定要領により評価が行われた工事で65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者

(3) 公衆損害事故又は工事関係者事故に関し、指名停止又は文書による警告を受けた者

(4) 自らに起因する事由により工期を7日以上遅延させた者

5 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、遠野市工事請負契約書附属約款（以下「約款」という。）第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と、約款第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の3」と、約款第43条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用するものとします。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、約款第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と、約款第34条第3項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と読み替えて適用するものとします。

なお、工事の進捗に伴う部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係るかしの補修又は損害賠償の請求ができる期間は、引渡しを受けた日から4年（木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年）以内とし、約款第41条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年」とあるのは「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年」と読み替えて適用するものとします。

失格判断基準

1 基本的考え方

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定の趣旨を踏まえ、調査の結果、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。
 - ア 当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められること。
 - イ 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められること。
- (2) 調査は、調査対象工事単体として、入札額による履行の可否を判断するものとする。
- (3) 「公正な取引の秩序を乱すおそれ」の判断にあつては、社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとなるような入札を排除する観点から、当該入札価格をもって、工事の施工に係る実行予算が成り立つか否かを基本に履行の可否を判断するものとする。

2 調査による失格基準

項目	内容
(1) 調査に協力しない場合	ア 低入札価格調査に関する調査資料の提出を、工事等主管課長等の定める期限までに行わない場合（あらかじめ工事等主管課長等の承認を得たものを除く。） イ 工事等主管課長の定める期限までに別紙3に掲げる書類が整わない場合（あらかじめ工事等主管課長等の承認を得たものを除く。） ウ 事情聴取に応じない場合
(2) 直接工事費の各工種（科目）金額が基準を下回る場合	直接工事費の各工種（科目）金額について、次に掲げる基準のいずれにも該当した場合（全入札者の平均金額が次に掲げる基準未満である項目を除く。） (ア) 土木系工事においては設計額の70%を、建築系工事においては設計額の65%を下回る項目が3項目以上ある場合 (イ) (ア)に該当するもののうち、設計額の50%を下回る項目がある場合 なお、この基準は、土木系工事における仮設工、建築系工事における直接仮設等、発注者が数量を明示しないで一式計上している項目及び小額の工種（科目）であつて基準に該当させることが適當でないと判断される項目には適用しない。 小額の判断については、直接工事費のおおむね1%を目安とする。
(3) 見積数量が適正でない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
(4) 品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(5) 労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
(6) 工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	ア 算出根拠が明確でない場合 イ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 ウ 下請、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合 エ 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合
(7) 建設副産物の処理が適正でない場合	ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあつても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
(8)	上記のほか、適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合